

## 1. 自己紹介

大阪聴力障害者協会副会長の礒野孝です。よろしくお願いします。

## 2. 私の役割 弁護士+手話通訳+礒野 被害者支援

私は、今回の裁判にあたり、提訴した野村夫婦（仮名）の裁判でのいろいろな手続きや、発言内容の準備を弁護士の先生方、手話通訳の方たちと一緒にお手伝いする立場で参加してきました。

ややこしくて理解が困難な裁判に関する話の内容を、手話通訳と一緒に夫婦が理解できるようにお手伝いすると同時に、夫婦の話と同じ時代を生きてきた自分自身の経験を通して、弁護士の先生方に理解していただけるよう補足させていただきました。

時間がたちすぎていて、年齢的なこともあり、記憶がはっきりしない状況の中で、事実関係を整理していくのは非常に困難でした。

コミュニケーションの困難、手話通訳の整備がされていなかった当時の状況の中で、自分が置かれていた状況や、起きていることを正確に知ることが困難であったこともあり、ご夫婦の証言から、客観的にその事実関係を整理していくことは大変むづかしい作業でした。

## 3. 裁判状況

・地裁敗訴 高裁へ控訴審（11月30日控訴審1回目公判結審）判決 2月22日  
野村夫婦の地裁裁判は2020年11月30日に判決があり、旧優生保護法による不妊手術は違憲、しかし損害賠償については「除斥期間20年」の規定を持ち出し救済はありませんでした。

夫婦は判決を不服として直ちに、控訴審を起こしました。控訴審の裁判は2021年11月30日にあり、1回で結審、2022年2月22日に判決が出ることになっています。

## 4. 控訴審の争点・「除斥期間20年」を持ち出すことの誤り。

「除斥期間 20 年」の問題については、野村夫婦の裁判に当たり私も証人として、当時のろうあ者が置かれていた状況を「障害者差別が厳しかった」「コミュニケーションを保障する手話通訳制度がなかった」「ろうあ運動自体がまだ未熟で、人権の問題を取り上げて運動する力がなかった」という点から話しました。

さらに今回控訴審では、内容を深め、

・原告側弁護士が主張した反論要旨は

手話通訳制度なくコミュニケーションなかった

障害者差別の厳しい中で裁判を起こすなど不可能

その上に立ち

- ① 単なる違法行為に基づく損害賠償請求事件ではない。戦後最大の人権侵害に関する法的責任が問題
- ② 優生保護法の立法目的が差別的であり、何らの正当性もない。
- ③ 障害者に対する断種政策であり、国際法上の犯罪にすら当たりうる行為
- ④ 障害者のみを狙い撃ちにした行為
- ⑤ 被害者は、優生思想に基礎づけられた差別・偏見にさらされていた。

(優生手術の対象者は「不良な子孫を残す者」「子どもを産んではならない者」と決めつけられ、差別・偏見にさらされ続けていた。)

- ⑥ その差別・偏見は優生保護法の制定により蔓延・増幅

・これらを考慮した法解釈がなされるべきである。

原判決（地裁判決）は事情を考慮せず、除斥期間に関する一般論で、時の経過のみに寄る免責を認めてしまった。

・結論を被害者に押しつけ、そのことによりさらに人権侵害が繰り返された。

ということを主張しました。

## 5. 2 件目の裁判

・2 月に公判 除斥期間の問題 反論深め

もう一方の加山夫婦（仮名）の裁判は 2019 年 12 月 13 日に提訴、2022 年 2

月 15 日に 3 回目の裁判があります。

野村夫婦の裁判等の経験を整理し、さらに深めた立場で反論していきたいと考えています。

6. 一時金支給法 問うネットとともに大阪府と交渉 意見交換 2022 年 1 月 11 日

裁判と同時に、私たちは裁判を支え、被害者救済のために、「問うネット」という裁判支援団体と共に「一時金支給法」の状況について大阪府と話し合いをしています。

法の周知徹底という面では、大阪の申請数は 29 件、認定数は 22 件という現状が示すように、不完全、不徹底である現状を改善すること。被害状況調査、周知、旧優生保護法被害者の人権の回復等を求め、対面での懇談を実施するように申し入れており、2022 年 1 月 11 日に話し合いをすることになりました。

私たちは、引き続き全国の皆さんと力を合わせ、裁判の勝利、被害者救済のために頑張っていきたいと思います。